

与薬の依頼に関する要項

石川県立ろう学校

(1)与薬に関する考え方

体調がすぐれない時は、治るまで十分に家庭等で療養することが基本であるが、やむを得ない場合に限り依頼を受け、保護者に代わり与薬する。

(2)与薬の依頼を受ける薬の範囲

- ①主治医が学校生活中に与薬する必要があると処方した場合。
(症状や薬の種類によっては、服用回数を減らしたり、服用時間を調整したり出来る場合があります。保護者で主治医の先生にご確認ください。)
- ②現在の症状を診察された主治医から処方された薬であること。
(同じ症状に対応する薬であっても、以前受診した時に処方された薬や、家族に処方された薬は、扱わない。市販薬は扱わない。)
- ③解熱剤は扱わない。(※坐薬は扱わない。)
- ④与薬時に血圧や脈拍数測定、症状経過の時間観察を必要とするものは、扱わない。

(3)対象

- ①全ての幼児児童生徒

(4)方法

- ①保護者は、薬の1回分をひとまとめ(ナイロン袋やホッチキス等)にし、袋や容器に直接日付と名前を書いたもの(例：○/○○、昼食後 ろう学太郎)を依頼職員に預ける。
- ②薬は、登校する時に、原則、その日の分だけ持参する。
(症状や薬の種類によって、飲み損じ等があってはならない場合のみ“予備”と書いたもの<例：昼食後予備 ろう学太郎>を、持参する。)
(修学旅行は遠方の為、必ず“予備”として全日程分の倍量(全てを2セット)を持参する。)
(寄宿舎生は週の始めに登校する日に、その週の分を持参する。)->1週間分以上は受けとらない。
- ③その日に与薬を担当する職員は、「与薬依頼書」を見て、確実に与薬を行う。与薬後の空袋等は、依頼書に貼るなどして、保護者に返す。
- ④使い終わった「与薬依頼書」は保健室に提出する。

(5)手続き

- ①保護者は「与薬依頼書」を提出する。
- ②定期薬/臨時薬/頓用薬/宿泊時は、それぞれ分けて、その都度、提出する。

定期薬	普段の登校時間内(登校～下校)に、毎日使用する薬。 (抗てんかん薬、喘息の薬、安定剤 等)
臨時薬	普段の登校時間内(登校～下校)に臨時的に数日間使用する薬。 (風邪薬、けがの後の抗生物質 等)
頓用薬	普段の登校時間内(登校～下校)に、症状が現れた時だけ使用する薬。 (じんましんの薬、かゆみ止め、鎮痛薬 等)
宿泊時	普段の登校時間外に、宿泊を伴う学習時間(合宿、修学旅行)等において使用する薬。(夕食後薬、入浴後の薬、眠前薬、朝食後薬 等)

- ③依頼期間終了前に、記載の内容に変更が生じた場合は、新しい用紙に記入し、再依頼をする。
尚、処方薬は1週間分までの依頼とする。
- ④頓用薬は使用しなかった場合、依頼期間終了時に、保護者に返却する。
- ⑤寄宿舎生は、学校宛と寄宿舎宛に分けて、それぞれ依頼する分のみを記入する。

(6)その他

「与薬依頼書」が必要な場合は、本校ホームページより様式をダウンロードし、印刷する。または、担任(寄宿舎生は寄宿舎指導員)に申し出る。